

選定評価基準

評価項目		評価のポイント	配点	
A 組 織 体 制	1 業務実績	・本業務の内容に係る実績や必要な知見、専門知識、技術を有しているか。	1 0	
	2 業務の実施・管理体制	・業務実施のために適切な人員配置及び役割分担が妥当か。	(10)	3 0
		・進捗状況の確認など市との連絡・調整が速やかに行える体制か。	(10)	
		・問題発生時の適切な対応が考慮されているか。	(10)	
3 社会貢献活動等に係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1 項目取得…1 点 2～3 項目取得…5 点 4 項目以上取得…10 点 (対象となる認証等) (1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定 (経済産業省) (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業の CSR 活動表彰 (注 1)	1 0		
B 企 画 ・ 提 案	1 理解度	・本業務の目的、内容を理解できているか。	1 0	
	2 提案内容	・本事業の目的に沿った内容になっているか。	(10)	5 0
		・映像が市民の興味を引く魅力的なものか。	(10)	
		・業務が無理なく確実にできる計画になっているか。	(10)	
		・浜松市中山間地域の実情について理解できているか。	(10)	
		・内容に見合った事業費が組まれているか。	(10)	
3 独創性	・提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。	1 0		
4 実現性	・提案内容は具体的で実現性が高いものか。	3 0		
合計			1 5 0	

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所 (※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。)

【提案者の順位の決定方法】

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各検討会議委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は450点とする。(評価委員1人あたりの点数150点×評価委員3人)
- 3 各評価委員の採点の合計点270点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 「評価項目B_2 提案内容」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)も同点の場合は、(1)のうち「評価項目B_4 実現性」が高い者を上位とする。
 - (3) (2)も同点の場合は、(2)のうち委員全員による投票により選定する。投票においても同得票により決定しないときは、委員長がこれを決定する。

<採点の目安>

特に 優れている	優れている	普通	やや 劣る	劣る
10点 (100%)	8点 (75%)	5点 (50%)	3点 (25%)	0点 (0%)